

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意を除く）

整理 番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由書 （随意契約理由書番号）</a>
1	八尾工場混練機修繕	09C清掃施設工事	八尾工場	本田鐵工(株)	1,852,200	平成29年10月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
2	八尾工場焼却設備整備工事（その2）	09C清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	205,200,000	平成29年10月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
3	八尾工場電気計装設備整備工事	09C清掃施設工事	八尾工場	富士電機(株)	8,013,600	平成29年11月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
4	八尾工場クレーン設備整備工事	09C清掃施設工事	八尾工場	(有)サヌキ環境エンジニアリング	4,860,000	平成29年11月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
5	舞洲工場焼却設備中間点検整備工事	09C清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	24,516,000	平成29年11月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
6	平野工場2号炉ボイラー設備緊急補修工事	09C清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング(株)	10,260,000	平成29年11月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第5号	K 6, K 9
7	西淀工場2号炉ボイラー設備ほか緊急補修工事	09C清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	7,462,800	平成29年11月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び第5号	K 6, K 9
8	鶴見工場じん芥クレーンバケット整備工事	09C清掃施設工事	鶴見工場	(株)福島製作所	5,832,000	平成29年12月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
9	東淀工場灰クレーン操作室用窓洗浄装置整備工事	09C清掃施設工事	東淀工場	オリエンタル機電(株)	3,780,000	平成29年12月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
10	平野工場焼却設備整備工事	09C清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング(株)	396,360,000	平成29年12月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
11	舞洲工場クレーン設備整備工事（その2）	09C清掃施設工事	舞洲工場	富士ホイスト工業(株)	9,936,000	平成29年12月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

八尾工場混練機修繕

### 2 契約の相手方

本田鐵工（株）

### 3 随意契約理由

今回修繕を行う混練機は、捕集灰に水とキレート剤を混ぜ合わせて混練し、飛灰中の重金属の溶出を防止するための設備である。

本修繕は、混練機の部品が機械的な運動により摩耗や経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に取り換えることにより、混練機の適正な維持管理を図るものである。

当工場の混練機は、本田鐵工（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕については、混練機が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では設備技術面での対応が不可能である。また、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した本田鐵工（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場（TEL：072-923-4226）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

八尾工場焼却設備整備工事（その2）

### 2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

### 3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本整備工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場（電話番号 072-923-4226）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

八尾工場電気計装設備整備工事

### 2 契約の相手方

富士電機（株）

### 3 随意契約理由

当工場の電気計装設備は、焼却プラント、受変電設備、排水処理設備の制御並びに監視操作を司る中枢設備である。

当工場の電気計装設備は富士電機（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものである。

本工事については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない、当工場の電気計装設備を設計・施工した会社以外では、整備技術の対応が不可能である。また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができない。

よって、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機（株）のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場

(電話番号072-923-4226)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

八尾工場クレーン設備整備工事

### 2 契約の相手方

(有) サヌキ環境エンジニアリング

### 3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

整備工事を行うクレーン設備はじん芥クレーン設備であり、焼却炉にごみを供給するために使用している。設備を構成する機器は機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより機器の性能や能力を維持し、クレーン設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、(有) サヌキ環境エンジニアリングにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(有) サヌキ環境エンジニアリングのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

舞洲工場焼却設備中間点検整備工事

### 2 契約相手方

日立造船株式会社

### 3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場  
(電話番号06-6463-4153)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野工場2号炉ボイラー設備緊急補修工事

### 2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

### 3 随意契約理由

平野工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、ボイラー設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修工事を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみ処理計画及び市民サービスに甚大な影響を与えかねないため、ボイラー設備の補修を緊急に実施する必要がある。

本設備はJFEエンジニアリング(株)において独自の技術により設計・施工されたもので、本補修工事については、焼却炉が停止している短期間で工事を施工する必要があるため、なおかつ設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは本設備を設計、施工したJFEエンジニアリング(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場  
(電話番号06-6707-3753)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西淀工場 2号炉ボイラー設備ほか緊急補修工事

### 2 契約の相手方

(株) タクマ

### 3 随意契約理由

西淀工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、ボイラー設備及び炉体設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから早急な復旧が必要であり、今回の緊急補修工事を実施する必要がある。

本設備は(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたもので、本補修工事については、焼却炉が停止している短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工した(株)タクマのみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

鶴見工場じん芥クレーンバケット整備工事

### 2 契約の相手方

(株) 福島製作所

### 3 随意契約理由

本工事は、当該焼却設備クレーンバケットの整備を行うものである。

本クレーンバケットは、(株) 福島製作所において独自の技術により設計、製作されたものであり、整備にあたっては、当該設備の構造・特質を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、かつ整備後の設備全般の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) 福島製作所のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 鶴見工場  
(電話番号 06-6912-4700)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

東淀工場灰クレーン操作室用窓洗浄装置整備工事

### 2 契約の相手方

オリエンタル機電株式会社

### 3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場灰クレーン操作室用窓洗浄装置は、焼却灰の攪拌や積出しを行う灰クレーンの視界確保のために操作室の窓を洗浄する装置であり、定期的に稼働している。

装置を構成する機器や部材は粉塵等の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下にあるため、消耗部品や機器等を交換することにより、窓洗浄装置の整備を行う。

当工場の灰クレーン操作室用窓洗浄装置は、オリエンタル機電株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については窓洗浄装置が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本装置を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の装置全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本装置を設計・施工したオリエンタル機電株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 東淀工場  
(電話番号 06-6327-4541)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野工場焼却設備整備工事

### 2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

### 3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、JFEエンジニアリング(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJFEエンジニアリング(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場  
(電話番号06-6707-3753)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

舞洲工場クレーン設備整備工事（その2）

### 2 契約相手方

富士ホイスト工業(株)

### 3 随意契約理由

今回整備工事を行うクレーン設備は、焼却処理を行った灰などを一定量積載し積み出しを行う焼却設備の中で重要な役割を果たしている設備である。現在使用中の巻上用ユニットのインバーターは、製造中止になり修理部品の調達も不可能であるため、更新を行い適正な設備の維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は富士ホイスト工業(株)において、独自の技術により設計・施工されたものであり、巻上用ユニットはクレーン制御システムの一部であることから、施工した会社以外では対応が不可能である。また更新後の制御システムにおいて一貫した責任と性能について保証をもたせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業(株)のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場  
(電話番号06-6463-4153)